

# 利益相反管理方針

## 1. 目的

株式会社トウマトータルビジネス(以下、「当社」といいます)は、保険業法に基づき、当社および当社関連会社等の取引に関して、お客様の利益が不当に害されることのないよう、法令等および本方針に従い、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

## 2. 利益相反の定義

本方針における「利益相反」とは、当社もしくは当社関連会社等の間、または、お客様と当社もしくは当社関連会社等の他のお客様の間で利益相反のおそれのあるものです。

## 3. 想定される主な利益相反の種類

当社は、以下のような場合に利益相反が生じ得ることを想定します。

特定にあたっては、当社等の業務の内容や規模、特性等を勘案するとともに、個別具体的な事情に応じて決定いたします。

- 1) 取扱保険会社間の手数料水準の差異による推奨偏重
- 2) 複数保険会社の乗合販売における比較・推奨行為
- 3) 生保・損保を組み合わせたクロスセル販売
- 4) 当社の兼業事業、または関係会社(税理士・社労士・証券等)との相互紹介
- 5) 団体・構成員契約や特定企業向け募集
- 6) 紹介料、業務委託料等が発生する取引
  - ・お客様の不利益のもと、当社等が利益を得る可能性がある場合
  - ・お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他誘引がある場合
  - ・お客様との関係を通じて入手した情報を当社等が不当に利用して利益を得る可能性がある場合
  - ・その他お客様の利益が不当に害される恐れのある場合

## 4. 対象取引の管理

利益相反管理統括者は、対象取引が特定された場合、その管理方法を決定します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

1. 部門間の情報遮断
2. 取引の条件もしくは方法の変更、または一方の取引の中止
3. お客様への利益相反の開示

## 5. 利益相反管理体制

当社は、利益相反の管理を適切に行うため、以下の体制を整備します。

- 1) 営業部署から独立した人員を利益相反管理者として設置します。
- 2) 利益相反管理者は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、上記管理方法によって講じるべき措置の内容を決定します。
- 3) 利益相反管理方針を公表するとともに、役職員に対し周知徹底します。
- 4) 役職員等に対し、利益相反管理に関する教育・研修等を実施します。
- 5) 利益相反管理統括者は、対象取引の管理方法の有効性を定期的に検証し、必要に応じて管理方法を見直します。